

浦安市地域包括支援センター運営方針

令和2年4月
浦安市

1 方針策定の目的

「浦安市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、浦安市（以下「市」という。）とセンターとの役割分担及び連携方針を定めることにより、センター業務の円滑で効果的な実施に資することを目的に策定する。

2 基本的な事業実施方針、目標

1 市の地域包括ケアシステムの構築方針

市では、浦安市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画の基本理念を、「人がつながり、高齢者が安心して 生き生きと暮らせる 地域社会を目指して」とし、基本目標の一つとして、「地域包括ケアシステム体制を充実するために」を掲げている。そして、その取り組みの柱8項目のうち「地域包括ケアシステムの構築」「相談支援体制の充実」「地域包括ケアを支える担い手の養成」「認知症対策の推進」の4項目を重点施策としている。

高齢者が安心して暮らしていくためには、高齢者やその家族、またその周りの地域の人々が、高齢者の日々の暮らしにおける悩みごとや介護に関することなどを相談できる窓口が身近にあることが重要である。そのための中心的な窓口となるセンターの機能の充実や包括的な相談・支援体制の充実を図っていく。

そのため、日常生活圏域を4つの圏域に細分化し、さらには元町圏域を二分させて、よりきめ細かい対応を行うことのできるようセンターの体制強化を進めている。加えて、今年度は、地域住民の相談ごとを地域包括支援センターにつなぐ機能を持つサテライトの検討を進めていく。

また、平成31年4月より、生活困窮者や子ども・高齢者・障がい者など分野を問わず、複合的な課題の解決や制度の狭間にある者の支援体制を整えるため、福祉に関する包括的な相談窓口である「総合相談支援室」を福祉部内に設置している。

そして、高齢者が介護予防や健康づくりに関心を持ち、高齢者自身が介護予防活動の担い手となっていくことについても推進し、高齢者の積極的な社会参加を促す施策の展開を図っていく。

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、各センターは、基幹的なセンターである中央地域包括支援センターを中心に全市的な視点立って、保健・医療・介護などの関係機関の多職種連携や地域住民とともに地域のネットワークを構築し、地域包括ケアシステムを推進する。

2 行政との連携方針

(1) 定例会の開催

市は、各センター職員による業務連絡会議を開催するとともに、職種別会議の定例開催を支援し、情報交換及び課題共有等によるセンターの機能強化を行う。

(2) 研修会の開催

市は、センター職員の資質向上を図るため研修会等を開催する。

(3) 事例対応

市は、センターと協働し、地域住民の相談に応じながら、困難事例等対応におけるセンターとの連携・協働を行うとともに、行政責任において、必要時には適切に権限を行使する。

(4) 運営への関与

市は、「浦安市地域包括支援センター業務マニュアル」を作成する。また、センターの運営に対するモニタリング（評価）及び統一した指標によるセンター職員の自己評価を行い、センターの管理運営に関する指導、助言、センター機能強化のための支援・改善を行い、適正な運営を図る。

3 運営上の基本的視点

1 公益性の視点

(1) センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

(2) センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行う。

2 地域性の視点

(1) センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当地域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

(2) センターは、地域ケア会議（ともづなネットワークづくり会議、個別ケース会議）や地域包括ケア評価会議、自立支援会議、協議体、民生委員定例会等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させる。また、生活支援コーディネーターと連携を図りながら地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組む。

3 協働性の視点

(1) センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の実施体制を構築し、業務全体をチームとして支える。

(2) 地域の保健・福祉・医療の専門職種や浦安介護予防アカデミア、ボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。

(3) 市民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、センターは互いに協働し、また市とも連携を図りながら活動することでセンターの機能が発揮又は強化されるよう努める。

4 運営について

(1) 職員体制

センターは、「浦安市地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために遵守すべき基準を定める条例」に基づき職員を配置する。職員は①「保健師その他これに準ずる者」②「社会福祉士その他これに準ずる者」③「主任介護支援専門員」を常勤・専従で各1名以上配置し、いずれかの者を責任者とする。また、この他「認知症地域支援推進員（上記①から③の職種と

の兼務可)」「事務職員」を配置すること。「保健師その他介護予防支援に関する知識を有する職員」については、必要数配置すること。

(2) センターの職務

- ・センターは、地域包括ケアの推進のため、その中核機関としての役割を常に意識し、担当地域のニーズ・課題の把握に努める。
- ・センターは、地域の実情に応じた重点課題・重点目標を設定し、各地域の特性に応じた事業運営に努める。
- ・センターは、各年度の目標を設定し、目標達成に向けての事業運営に努めるとともに、年度毎に目標に対する事業の評価を行う。(事業計画書)
- ・センターは、自己評価により課題を見出し、次年度に向けて課題解決方法を検討する。

(3) 職員の姿勢

- ・センター長は、各職員及びセンター全体の業務を把握し、一部の業務や、一部の職員の業務が集中することなく業務の調整が図られるよう業務管理に努める。
- ・センター職員は、中立・公正な立場であることを共通認識として持ち、業務を遂行する。
- ・センター職員は、センターの設置目的と基本的機能を理解した上で、業務を遂行する。
- ・センター職員は、抱えている事例や対処方法について相互に報告し合い、全ての職種が協働して「チーム」として検討しながら業務を遂行する。

(4) 職員の資質の向上

- ・専門性の維持向上を目的に、研修会に参加するなどの取組みを積極的に行う。
- ・専門性の向上のため研修に参加できるよう業務分担等について配慮し、一部の職員が研修を受講した場合、センター内で研修内容を共有するために、受講報告・伝達の工夫等が行えるよう体制を整える。

(5) 書類の整備

- ・実績報告書・事業計画等の期日内提出を行う。

- ・職員の変更等がある場合には、速やかに市に報告し、変更届出書を提出する。

- ・相談記録や関係文書等の情報を適切に管理し、保管する。

(6) 苦情対応

- ・センターに対する苦情を受けた場合は、速やかに市に報告し、その内容及び対応等を記録し、必要に応じて市に提出する。

(7) 事務所待機者

- ・開設時間内においては、できる限り前記4.(1)職員体制に明記した①～③のいずれれか一人の従事者を事務室内に残す等により、相談業務等に対応できる体制をとる。

(8) 緊急時の体制

- ・センターの開設時間外においても、緊急時に連絡を取れるよう連絡体制や連絡網などについて緊急時対応マニュアルを整備し、市に提出する。時間外の緊急対応ケースについては、すみやかに市に口頭で報告すること。

- ・災害時対応マニュアルを整備し、災害時を想定した訓練を年1回以上行うとともに、有事の際には市の指示のもと適切に対応する。また、災害時参集職員名簿について、あらかじめ市に提出すること。

(9) 個人情報の保護

- ・個人情報の保護に留意し、情報管理等を適切に行う。

- ・地域包括支援センターシステムを取り扱う者は、あらかじめ市が実施する情報セキュリティー研修を受講することとする。

(10) 法令の遵守

- ・運営事業の実施にあたっては、地方自治法をはじめとする介護・福祉・労働など関係法令の遵守を徹底すること。

(11) 広報活動

- ・センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報誌等を作成し、様々な場所や機関への配布などを行うなど、地域住民および関係者へ積極的に広報する。その際、パン

フレットや広報誌等を事前に市に提出し、市が内容確認をした後に広報すること。

5 各業務内容について

- (1) 介護予防・日常生活総合事業（法第115条の45第1項）
 - ①介護予防ケアマネジメント業務<第1号介護予防支援事業>（法第115条の45第1項第1号二）
 - ②介護予防に関する普及啓発を行う事業（法第115条の45第1項2号）
- (2) 包括的支援事業
 - ①総合相談支援業務（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項第1号）
 - ②権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）
 - ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）
 - ④多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第115条の46第7項）
 - ⑤認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）
 - ⑥在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）
 - ⑦生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
 - ⑧その他 市が行う事業に協力すること。
- (3) 指定介護予防支援事業（法第8条の2第16項）
- (4) 各業務内容の詳細については、別途配布する「浦安市地域包括支援センター業務マニュアル」、平成30年5月10日厚生労働省老健局通知「地域包括支援センターの設置運営について」を参照すること。

附 則

この運営方針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この運営方針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この運営方針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この運営方針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この運営方針は、令和2年4月1日から施行する。